

第18回自治基本条例策定検討町民会議記録（全体会議）

と き 平成18年3月31日（金）

19:05～21:10

ところ 公民館2階中会議室

町民会議：三津橋英実、川島里美、濱下伸一郎、小日向昭、今井宏、小倉龍生、押田志穂  
（欠席：我孫子洋昌、古屋寛子）

職員 P：武田主幹、市田主査、斉藤主査、大野主任  
（欠席：堀北主幹、今井主査、栗原主査、高橋主査）

事務局：総務課長、長岡主幹、田村主査、木原主査  
（欠席：田村主査、羽場主任、蓑島主事）

条文整理について

<「第9章 役割と責務」について>

- ・基本的なことなのだが、町、町長、職員、町民それぞれの立場でものを言っているような表現になっているが、条例として別に問題はないのか。「ねばならない」を使えば問題はないのだろうか。
- ・町民も含め、みんなでつくっているということを考えると、それぞれの視点でもいいのではないのか。奈井江町もそういったうたい方をしている。

第29条について

- ・「町民は、町政の主権者」とあるが、「主権者」とはどういう意味か。
- ・政治を決める最大なもの。町民が政治を決めるということから。
- ・主権というと選挙をイメージするので、この条例に子供は該当しないような感じを受けるが。
- ・憲法で、主権は国民にあるといている。憲法では全ての国民あるといていることから、条例でも成年、未成年の区分はない。
- ・物事を決める決定権は町民にある。行政にお任せではなく、町民が主権者であることを認識する必要がある。
- ・「主権」を身近に感じてもらうためにも、認識することは大事なことだと思う。
- ・ここ以外にも、目的や第7条にも「主権」という言葉が使われている。
- ・「町政の主権者であることを認識し」としてはどうか。まずは認識することが大事なので。
- ・押しつけのイメージにならないか。
- ・「町政の主権者として」はどうか。
- ・あとは解説である程度埋めてくれると思う。
- ・町を会社とすると、町長が社長で、町民が社員。会社のために社員が頑張るのと同じく、町民も町のために成長していきたい。

（第18条・第31条文言整理。後日、その他の部分も再度事務局で文言整理）

事務局より

4月3日に議会部分を受け取る。4月中に議会と調整を行い、全文を最終調整し、5月に住民説明会を実施したい。今回は全公区ではなく、まとめて説明会を開催したい。

#### 前文について

- ・「未来の子供達のために」のようなものがあったとしてもいいのでは。
- ・「21世紀を迎えた今日」は、今だからいいが、これからのことを考えると削除してもいいのでは。
- ・つくった時点の背景としてはいいのだが、将来的なことを考えるとどうなのか。
- ・以前、我孫子委員が言っていた「町民はみんな町の財産で、みんな町にとって必要な人」といったことを入れてはどうか。
- ・下川は林業だけではなく、農業もあるので、そういったことを入れた方がいい。
- ・総合計画の時もそういった議論になり「大地」という言葉を入れた。
- ・あまり長い前文にせず、最後まで読んでもらえるようなものにしたい。

次回会議は、10日の週。後日日程調整を行う。